



2024年5月24日

各 位

会 社 名 ウェルネオシュガー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山本 貢司  
(コード番号 2117 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 瀬野 大輔  
(TEL. 03-3668-1246)

## 業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」という。）を2024年6月26日開催予定の当社第13回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）が、株主の皆様と同じ目線で業績を向上させ、さらに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、持続的な株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」という。）を割り当てる報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2020年6月25日開催の当社第9回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（金銭報酬債権）の総額を年額41百万円以内、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式総数の上限を32,000株として、また、2023年6月28日開催の当社第12回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額を、基本報酬の他、役員賞与も含めた上限額として年額300百万円以内としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（2.（1）で定義される。）につき41百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。また、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付条件を満たした後、当該株式の交付日までの間、当社取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役を退任した場合には、各対象期間において支給することとなる上記金銭報酬債権の総額と合わせて上記金額の範囲内で、業績連動事後交付型譲

渡制限付株式の交付に代えて、金銭を支給できるものとするにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

### (1) 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」という。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けるものといたします。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額および交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数（以下「交付株式数」という。）は確定しておりません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していることおよび対象取締役が下記（5）に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

初回の対象期間は、第14期事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものといたします。

### (2) 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数 32,000 株を、各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

### (3) 交付株式数の算定方法

対象取締役に対する交付株式数は、当社の経営に対する責任・関与の度合いにより当社取締役会が決定した役位別の株式報酬基準額を基礎として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて増減することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の額を決定したうえで、当該報酬額を1株当たりの業績連動事後交付型譲渡制限付株式の価格で除した数といたします。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標については、任意の指名・報酬委員会で検討のうえ、当社取締役会において決定いたします。

### (4) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当

てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

- ① 対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整することができるものといたします。また、上記①にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日の後、業績連動事後交付型譲渡制限付株式が交付されるまでの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を対象取締役に対して支給することができるものといたします。なお、当該金銭の額は、各対象期間において支給することとなる業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額と合わせて、各対象期間につき41百万円以内といたします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付しないものといたします。

#### （5）業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

##### ① 譲渡制限の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動事後交付型譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

##### ② 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、

当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。)であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上